

## 水生生物への影響が懸念される有害物質情報の収集等について

## 1. 経緯

## (1) 技術的調査

平成13年5月に環境省水環境部長の私的諮問機関として設置された「水生生物保全水質検討会」及びそのもとで技術的調査事業として位置付けられた「毒性評価分科会」において、水生生物の保全に係る水質目標の考え方の整理、水生生物への影響が懸念される有害物質について生態毒性に関する知見のレビュー及び望ましい水質目標の検討がなされた。

平成14年8月には、検討の成果が「水生生物の保全に係る水質目標について」報告としてまとめられた。

## (2) 中央環境審議会

環境省では、これまでの中央環境審議会答申や環境基本計画における課題、諸外国の動向、知見の充実を踏まえ、水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について、平成14年11月に、中央環境審議会に諮問を行った。これを受け、中央環境審議会水環境部会に、水質の汚濁に係る水生生物の保全に関する環境基準の設定及び改定に関する専門的事項を調査事項とする、水生生物保全環境基準専門委員会が設置された。専門委員会では、水生生物の保全に関する環境基準の設定に関する審議がなされ、平成15年6月に、亜鉛を環境基準とすることなどを盛り込んだ専門委員会報告がまとめられた。

中央環境審議会水環境部会において専門委員会報告の審議がなされ、平成15年9月に中央環境審議会答申がなされた。環境省ではこれを踏まえ同年11月に環境基準の告示を行った。

また、水生生物保全に係る水質環境基準の設定が我が国では初めてであることにかんがみ、環境基準の設定に伴い今後推進されるべき施策を効果的なものとするため、引き続き中央環境審議会水環境部会に小委員会を設け、環境基準の運用、環境管理等水生生物の保全に係る重要事項について審議がなされ、平成16年8月に報告が取りまとめられ、部会において了承された。

## 2. 今後の情報収集・検討

### (1) 水生生物の保全に係る環境基準に関する施策の重要事項について（平成16年8月、中央環境審議会水環境部会決定）（抜粋）

答申において、「環境省は、他の行政機関、民間事業者を含め広く関係者の協力を得つつ、今後とも水環境中の汚染物質の水生生物への影響に関する科学的情報（実環境中における汚染物質の化学形態や他物質の共存状況等による毒性変化及び水生生物の生息状況を含む。）の集積を図り、今後の専門委員会の調査・審議に有効に活用されるよう努める必要がある」とされたことを踏まえ、環境省において関係者の協力を得つつ、フィールド調査研究を含め、水環境中の汚染物質の水生生物への影響に関して必要な調査研究を継続的に実施し、その結果を速やかに公開していく必要がある。

### (2) 技術的調査

#### フィールド調査の実施

検討候補物質の実環境中における存在状況及び水生生物への影響について、必要なフィールド調査を実施。

#### 水生生物毒性試験の実施

検討候補物質のうち毒性試験の情報の不足している物質について、必要な毒性試験を実施。

#### 水生生物毒性評価に関する文献レビューの実施

検討候補物質毎の毒性評価に関する文献等のレビューを、水生生物の毒性評価の専門家による検討会において実施予定。

#### その他（環境中の存在状況等）

### (3) 中央環境審議会

水生生物保全環境基準専門委員会において、水質の汚濁に係る水生生物の保全に関する環境基準の設定及び改定に関する専門的事項について検討。